

### 交付対象経費及び対象外経費の分類について

分類	対象経費	対象外経費
食糧費	必要最低限の飲料水やお茶等、茶菓子に要する経費	事業終了後の会食や交流、懇親等を目的とした飲食に要する経費
旅費	他市町村に居住する講師等との事前打ち合わせに要する旅費 先進地等へ派遣し研修する事業を行う場合の交通費及び宿泊費	左記以外の費用
報償費	研修会や講演会開催に伴う講師料、旅費 (講師料等の謝礼は上限3万円)	左記以外の費用
委託料	研修会や講演会開催などの運営委託する場合	左記以外の費用
消耗品費	資料作成の用紙やインク、その他必要となるもの (景品代や参加賞等の上限5万円)	左記以外の費用
備品購入費	交付対象外	
通信運搬費	参加者募集や関係者へ対する郵送料、新聞折込料	左記以外の費用
印刷製本費	チラシやポスター、各種資料の作成に要する経費	左記以外の費用
使用料	施設や会場使用料	左記以外の費用
その他		事業実施に必要なとは認められない経費